

中国における立法政策

——中国会社法における株主の誠実義務を中心に——

村 治 規 行

第1 はじめに

1 支配株主の誠実義務論

支配株主は、その支配的地位を利用し、株主総会での議決権行使および取締役などに対し事実上の影響力を行使することにより、少数派株主の犠牲において自己または第三者の利益を図る可能性がある。わが国では、支配株主のこのような行為を防ぐべく、支配株主に対し誠実義務を課すべきとする見解、すなわち、支配株主の権利行使（事実上の影響力の行使を含む）の際の行動基準または限界を画し、諸問題の解決を図ろうとする見解が一部で論じられた^{*1*}^{*2}。しかし、① 社団法理との関係および② 有限責任原則との抵触といった株式会社制度の根本と関わる問題点、③ 一般条項であることによる要件の不明確性などの課題を残していたため^{*3}、少数説にとどまった。

*1 わが国では、過去、ドイツの議論を参考に支配株主が一種の付随義務として会社および他の株主に対しこの誠実義務を負う、とする見解が論じられた（別府三郎『大株主権力の抑制措置の研究』（嵯峨野書院・1992））。

*2 出口正義「株主の誠実義務」『株主権法理の展開』3頁（文真堂・1991）。誠実義務を論じる見解にあっては、株主の権利の本質は何か、といった点が大きく取り上げられてきた。

*3 江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』21頁（有斐閣・1995）。

2 中国における誠実義務理論の導入とその背景

他方で、中国に目を転じると、2003年に改正された会社法（「公司法」）では、「株主の会社に対する義務」および「他の株主に対する義務」（中国会社法20条1項・2項）、ならびに、支配株主等がその関連関係^{*4}を利用して会社に対し損害を与えた場合の賠償責任（同法21条）が定められている。これらの定めは、1993年に中国初の会社法が制定^{*5}された後に、支配株主たる国有株主。以下、本稿では「国家株主」という語を用いる^{*6}。）の権利濫用の問題が認識され、地方性法規・暫定法規の制定による実験を重ねた結果、定められたものである。

ただ、このような規定を定めるにあたっては、わが国と同じく、先の理論的な問題点に直面することとなる。特に、中国における株式会社は、国有企業を母体とする大規模かつ上場会社であって、株式会社の理念型により近く、理論的問題はより明確に現れるはずである。

にもかかわらず、会社及び他の株主に対する支配株主の義務をなぜ明文化しなければならなかったのか、また、それを可能にしたのはなぜか。以

*4 関連関係を利用した取引を関連取引という。関連取引とは、資本関係で結ばれた同一の企業集団内における中心的企業（「核心企业」）（支配的な親会社）とその子会社（孫会社も含む）、又は子会社と子会社の間で行われる取引である。

*5 1970年代後半の改革開放政策の開始とともに進められてきた企業改革（とりわけ、国有企業改革）の一環である。中国では、改革開放以降、急ピッチで法制度の整備が進められたが、立法にあたっては、日本やドイツなどを含む諸外国の法制度を参照している。

*6 上場株式会社の株式は、保有主体の属性により、国家株（政府が直接保有）、法人株（法人が保有）、流通株（市場で流通）に分けられ、法人株のうち、国有企業が保有する株式は国有法人株と呼ばれる。国家株および国有法人株を併せて国有株と呼ばれる。今井健一「中国国有企業の所有制度再編——大企業民営化への途——」東社54巻3号46頁（2003）および上海証券交易所研究中心・上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2006）国有控股上市公司治理』27頁（復旦大学出版社・2006）。本稿では、一般的理解の観点から、上記国有株の株主を「国家株主」と称する。

下では、その立法背景を分析する。

そして、この分析を通じて、中国の立法政策を分析する際に必要な視点を明らかにすることを試みる。

第2 中国会社法における支配株主の権利規律規定

1 2005年改正会社法における規定

2005年に改正された中国会社法（「公司法」）（2005年10月27日改正。以下、「2005年会社法」という。）^{*7} 20条1項は「会社の株主は法律、行政法規および定款を遵守し、法に基づき株主としての権利を行使しなければならない、これを濫用し会社またはその他の株主の利益に対し損害を生じさせてはならない…」、同条2項は「会社の株主は、株主権を濫用し、会社またはその他の株主に対し損失を生じさせたとき、法に基づき賠償責任を負わなければならない。」としている。また、同法21条1項は「会社の支配株主、実際の支配者、董事、監事^{*8}、高級管理者は、その関連関係を利用して会社の利益に損害を与えてはならない」、同条2項では「前項に違反し、会社に対し損失を生じさせたときは、これを賠償する責任を負う。」と規定している。

その後、2013年には会社法の改正がなされているが、上記各条項に関する改正は含まれていない。

^{*7} 中国会社法は、わが国を含めた諸外国の会社法を参照しつつ立法がなされている。1993年の会社法制定に際し、中国の会社法立法者は、会社法制度の国際市場との共通性などを内容とする規範的会社制度の確立を目指していた。王保樹「中国会社法の制定と会社運営上の留意点」判タ857号31頁（1994）。また、張聖怀『中国上市公司控制权法律问题研究 缺陷与改良』31頁（法律出版社・2007）も参照。

^{*8} 中国会社法における董事、董事長、經理および監事については、それぞれ、取締役、代表取締役、總經理（または支配人）および監査役と訳すものが多いが、本稿では原語に従い記載する。

2 会社法の誠実義務制定の経緯^{*9}

中国においては、実務上未経験の法制度については、原則のみ規定し詳細な部分については実務の経験を総括して検討したうえで、行政法規などの法令で補うまたは改正を行うという、中国の立法慣行が存する^{*10}。このような中国の特殊事情に照らし、従来の立法経緯をみておくことは立法背景の理解に資するものと考えられる。このような観点から、従来の関連立法の内容を概観する。

- (1) 中国では、1993年に会社法が施行された（1993年12月29日制定、同日公布、1994年7月1日施行。以下、「1993年会社法」という。）。

その後、株主の支配的地位の濫用に関連して論じられたのは、①親子会社関係および連結財務会計、並びに法人格濫用の責任および法人格否認論の要件などに関し詳細な規定を設けるべく会社法改正の必要性を強く訴える説や、②株主有限責任の原則の濫用（主に企業集団のなかの支配関係における有限責任原則の濫用）を防止し、かかる有限責任原則を完全なものにするための会社法改正を主張する説であった^{*11}。

支配株主の誠実義務を実際に定めたものとしては、「上場会社定款

^{*9} 各界の意見などが記載されている文献として、張穹編『新公司法修订研究报告 上册』（中国法制出版社・2005）および趙旭東編『新公司法制度设计』（法律出版社・2006）など。

^{*10} 立法にあたり、実験的な性質をもつ暫行・試行法の施行、法律草案の末端機構への付議、草案に関する意見・建議の徴求等といった方法がとられるため、立法経緯を検討する重要性はより高い。季衛東「法律施行の法反省メカニズム」民商101巻2号48、49頁（1989）および清河雅孝「中国会社法の社会主義性（3）」産法32巻1号43頁（1998）。また、鄧小平の経済運営方法についても、中兼和津次『経済発展と体制移行 シリーズ現代中国経済1』144、145頁（名古屋大学出版会・2002）を参照。

^{*11} 王保樹「中国会社法の制定と会社運営上の留意点」判タ857号45頁（1994）、王作全「中国会社立法の展開と機関に関する日本法からの示唆」中京32巻1号213頁（1997）および陳甦「对公司相互持股及关联交易进行规制的制度选择」張穹編『新公司法修订研究报告 上册』（中国法制出版社・2005）238頁。

の手引（「上市公司章程指引」）（1997年12月16日公布）および「海外上場会社の定款における必須条項（「到境外上市公司章程必备条款」）（1994年9月29日公布）が挙げられる。前者においては、支配株主の概念（41条）^{*12}および支配株主の義務（40条）^{*13}を定めていた。後者においては、支配株主の概念については前者と同様の規定を置き（48条）、支配株主の義務については議決権行使を中心に具体化規定を置いた（47条）^{*14}。しかし、これらの規定は、議決権行使の場面に限定し事実上の影響力の行使の場面を含んでおらず、誠実義務違反に伴う責任についても定めていなかった^{*15}。

その後、中国证券监督管理委员会において作成され、その後正式に

*12 上場会社定款規定41条1項は、「支配株主」につき、単独または他の株主と共同して ① 董事会の半数以上の董事を選任できる場合、② 会社の議決権の30パーセント以上を行使でき、または会社の議決権の30パーセント以上の議決権行使を支配できる場合、③ 会社の発行済株式の30パーセント以上を有する場合、④ その他の方法により事実上会社を支配できる場合のいずれかとしていた。

*13 上場会社定款規定40条は、「会社の支配株主が議決権を行使する場合、会社およびその他の株主の法律上の権利および利益を侵害する決議をしてはならない。」としていた。

*14 「海外上場会社の定款における必須条項」47条は、「法律、行政法規または株式上場先の証券取引所上場規定の定める義務を除き、支配株主はその株主としての権力を行使するとき、その議決権の行使により下記の事項に関し、総株主または一部の株主の利益を害する決議をしてはならない。(1) 董事、監事が、誠実に会社の最大の利益をその出発点とすべき業務執行責任について、これを免除すること。(2) 董事、監事が、(自己または他人の利益のため) 会社にとっての有利な機会を含め(ただし、これに限られない)、会社の財産を奪ういかなる行為についても、これを許可すること。(3) 董事、監事が、(自己または他人の利益のため) 利益配当請求権、議決権を含め(ただし、これに限られない)、その他株主個人の権利利益を奪うことを認めること。ただし、会社の定款に基づき株主総会に提議され決議された会社の組織変更はこれを含まない。」としていた。

*15 劉志強「中国における外資持株会社の法規制とその問題点」龍法33巻4号（2001）96～98頁。

公布された「上場会社企業統治原則（「上市公司治理准则」）」（2002年1月7日公布）は、支配株主の上場会社およびその他の株主に対する誠実義務（「诚信义务」）を明定した（19条「支配株主は、上場会社およびその他の株主に対し誠実義務を負う。支配株主は、支配する上場会社に対し、法律の規定に厳格に従い出資者としての権利を行使しなければならない、資産再編などの方法により、上場会社およびその他の株主の法律上の利益に対し損害を与えてはならず、その特別の地位を利用し株主としての利益以外の利益の獲得を図ってはならない。」）。また、少数派株主の保護の観点からの規定として、株主の平等な地位の確保（2条）、株主の損害賠償訴訟提起請求権（4条）、累積投票制度の導入（31条）が定められた^{*16}。これらからは、国家株主の支配的地位の結果生じた少数派株主の利益侵害および上場会社の独立性の喪失などの問題が政策的に重要であったことを窺い知ることができる^{*17}。

^{*16} また、支配株主と上場会社との間の資産・会計などの独立性に関する規定（24条～25条）も置かれた。他方で、関連取引に関する規定も置かれた（12～14条。13条第2文および第3文「関連取引は商業上の原則に従わねばならず、関連取引に関する価格は、原則として市場における独立の第三者との間における価格または費用の基準から隔たりがあってはならない。会社は関連取引の価格算定根拠について充分に開示しなければならない。」、14条「上場会社の資産は会社の所有に属する。上場会社は、株主および関連者が各種の方法により会社の資金、資産およびその他経営資源を占有または移転させることを防止する有効な措置を講じなければならない。上場会社は、株主およびその他の関連単位のために経済上の担保を提供してはならない。」）。その他、董事・監事の人事や業務意思決定についての規定（20条～21条。55条も参照。）、競業禁止義務（27条）も定められた。

^{*17} 周剣龍「中国型コーポレート・ガバナンスの動向～『上場会社のコーポレート・ガバナンスの原則』を中心に～〔上〕」際商30巻5号654頁以下（2002）、王原生「中国における上場会社のガバナンス原則」商事1630号38頁以下（2002）、王原生「コーポレートガバナンスをめぐる中国の最新立法とその検討——日本法との比較の視点から——」比較法雑誌36巻2号73頁以下（2002）、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』211～214頁（創土ノ

その他、支配株主の誠実義務を定めるものとしては、「上場会社買収・合併管理弁法（「上市公司收购管理办法」）」（2002年9月28日公布）8条1項なども挙げることができる^{*18}。

さらに、2002年12月には、最高人民法院副院長により、支配株主または高級管理者が会社の利益を不当に侵害する行為に関し、株主が提起する訴訟を受理すべき旨の「講話」も発表されるなどしていた^{*19}。

このような経緯からは、支配株主の権利行使の規律に重点を置きつつ少数派株主の権利保護の観点から法整備が試みられてきたことが分かる。

そして、2005年会社法において、株主が権利濫用行為を行った場合の会社またはその他の株主に対する責任（同法20条1項・2項）、支配株主等がその関連関係を利用して会社に対し損害を与えた場合の責任（同法21条）をそれぞれ定めるに至ったのである^{*20}。

その後、2013年には会社法の改正がなされているが、上記各条項に関しての改正は含まれていない。また、近年の議論の中心は、株主の対債権者責任を論じるものが多く^{*21}、支配株主の誠実義務に関する

〳社・2003）、王丹「股份公司控制股东“诚信义务”考辨——境外公司法改革及其对中国公司法的影响」王保树編『全球竞争体制下的公司法改革——21世纪商法论坛——』306頁（社会科学文献出版社・2003）および今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』141頁（名古屋大学出版会・2006）など参照。

*18 王丹「股份公司控制股东“诚信义务”考辨——境外公司法改革及其对中国公司法的影响」王保树編『全球竞争体制下的公司法改革——21世纪商法论坛——』306頁（社会科学文献出版社・2003）。

*19 馬太広「中国における取締役の責任追及」神戸53巻3号185、186頁（2003）。

*20 赵旭东編『新公司法制度设计』194～196、202、421、422頁（法律出版社・2006）、江平ほか編『最新公司法条文释义』106頁以下（人民法院出版社・2006）および甘培忠『企业与公司法学』246～248頁（北京大学出版社・第5版・2007）も参照。

*21 2013年改正により、最低資本金制度が廃止された。このことに関連して、株式有限責任の原則の濫用と会社債権者保護との衡平をいかに図るか（2005年ノ

議論の深化はみられない。

第3 中国における支配株主の誠実義務の立法背景

上記規定を設けるにあたっては、理論的問題点との衝突を生じざるを得ない。にもかかわらず、中国会社法が支配株主の誠実義務を定めたのは、以下に述べるとおり、これを明文化すべき必要が生じていたことが挙げられる。

1 支配株主の誠実義務の明文化の実際の必要性

支配株主の誠実義務を明文化したのは、(1) 元国有企業等の大規模企業について国家の政策的意向を反映するため国家株主の支配的地位を維持する必要があったこと、その一方で、(2) 関連取引の弊害を除去すること、(3) 増加する少数一般株主を保護する必要があったことにありと推察される。

(1) 国家の政策的意向を反映する必要性——国家株主の支配的地位の維持

中国では、株式会社（とりわけ上場会社）では、国有企業改革^{*22 *23}の

会社法20条1項及び3項参照）が議論の中心となっているようである。

*22 この改革の目的は、①「政企分離」（行政と企業との分離）を促進し効率的運営を実現しつつ、② 公有制原則を維持することにあった。中国の1993年会社法も、企業の所有権と「経営管理権」の分離（ひいては政企分離）の実現を図ると同時に、国家が株主としての支配的地位を維持し、両目的を同時に達成しようとするものであった（「公有制を主とする」「株式制」を採用した）。しかし、このことは矛盾を抱えている。すなわち、国家が従来国有企業を管理するのと同様に、支配株主としての地位を利用して経営に介入したのでは、政企分離・経営の効率化の実現は困難である。張江「中国「会社法」の正式公布」際商22巻5号（1994）502頁、西村峰裕ほか「中国会社法における国家所有権の意義（下）——対中投資リスク回避の一助に——」JCA ジャーナル1995年5月号（1995）21頁以下、黄輝ほか「中国会社法の制定——その背景、制定過程、主な内容、および若干の問題について——」名法159号230頁（1995）、許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』173頁（見洋書房・1999）、王保樹

なかで国有企業の改組を経て成立したこと^{*24}、政策上「公有制を主とす

ゝ「経営集中の理念か制衡の理念か 中国のコルポレート・ガバナンスの課題」法時73巻8号88頁(2001)、虞建新「中国国有企業の株式会社化——経済体制転換と企業制度改革——(三)」名法187号312頁(2001)、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』218頁(創土社・2003)、李黎明「中国の企業法制とコルポレート・ガバナンス」森淳二郎編『東アジアのコルポレート・ガバナンス——中国・韓国・日本における現状と課題』27頁(九州大学出版会・2005)および今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国经济4』33、35、45～48、71頁(名古屋大学出版会・2006)など参照。また、公有制経済要素が株主総会を直接的に支配することで董事会、監査役会および経理などを間接的に支配するという形態の公有制支配が成立しているという評価もなされている。原田正信「中国における株式会社の公有制経済要素による支配」産法29巻2号170頁(1995)。

*23 国有企業改革の内容については、虞建新「中国の企業制度改革に関する一考察——国有資産の授權経営及び国有企業の集団化における持株会社の動向(一)」名法166号191頁以下(1996)、虞建新「中国の企業制度改革に関する一考察——国有資産の授權経営及び国有企業の集団化における持株会社の動向(二)」名法168号151頁以下(1997)、志村治美ほか『中国会社法入門』(22頁以下日本経済新聞社・1998)、虞建新「中国国有企業の株式会社化——経済体制転換と企業制度改革——(1)」名法184号(2000)71頁以下、虞建新「中国国有企業の株式会社化——経済体制転換と企業制度改革——(二)」名法185号197頁以下(2000)、佐々木信彰「中国経済/21世紀への課題」佐々木編・前掲注(93)11頁以下、高橋公忠「中国のコルポレート・ガバナンスの背景」法時73巻9号77頁以下(2001)、李黎明「中国企業社会改革の現状について」法時73巻8号73頁(2001)、今井健一「中国国有企業の所有制度再編——大企業民営化への途——」東社54巻3号37頁以下(2003)、張徳霖「中国国有企業改革のプロセスと今後の動向」森淳二郎編『東アジアのコルポレート・ガバナンス——中国・韓国・日本における現状と課題——』(九州大学出版会・2005)47頁以下および今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国经济4』433頁以下(名古屋大学出版会・2006)など参照。国有企業の中国国内上場会社への改組手続の具体的内容については、虞建新「中国の企業制度改革に関する一考察——国有資産の授權経営及び国有企業の集団化における持株会社の動向(二)」名法168号209頁以下(1997)、上場政策の推移、上場基準等については、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』32頁以下(創土社・2003)が詳しい。

*24 周劍龍「中国国有企業の改造と法——中華人民共和國会社法を評する——」判タ840号50頁(1994)、崔勤之「中国公司法の制定およびその体系上の特色」名城45巻1号22頁以下(1995)、国谷知史「中国会社法と企業立法の新展」

る」原則^{*25}（以下、「公有制原則」という。）維持の方針が採られたこと^{*26}から、国家株主の支配的地位を維持する必要があった^{*27}。このような必要から、資本多数決原理および政府・党組織を背景として事実上の影響力を国家株主が保持していた^{*28}。

ア このような必要性を反映し、会社法上、国家株主の支配の強化につながる規定が以下のとおり存在していた。なお、本項では、1993年会社法の条文を旧…条、2005年会社法の条文を新…条、新…条対比として示す。

ㄋ 開 奥島孝康教授還暦記念『比較会社法研究 第一巻』655頁（成文堂・1999）、韓曉非「中国会社法の改正に関する最近の動向と課題」際商30巻4号485頁（2002）、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』32頁（創土社・2003）および今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』33、49、51、52、67～70頁（名古屋大学出版会・2006）。なお、株式会社の設立において発起人が国有企業であれば重視され、非国有企業の株主、とくに私営企業・外国投資家・自然人が発起人として会社を設立するときは制限・排他される等という状況があった。韓曉非「中国会社法の改正に関する最近の動向と課題」際商30巻4号485頁（2002）。

*25 公有制に属する機関・企業の保有する株式が、株式総数の過半数を占めなければならないという原則。

*26 田中信行「中国会社法の隠れた問題点」ジュリ1174号62頁（2000）、張圣怀・前掲注（86）31、41頁および上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2006）国有控股上市公司治理』1頁（復旦大学出版社・2006）。

*27 川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』28頁（創土社・2003）および今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』25頁（名古屋大学出版会・2006）。

*28 王原生「コーポレート・ガバナンスを巡る中国の最新立法とその検討——日本法との比較の視点から——」比較法雑誌36巻2号75頁（2002）、石原享一「中国型市場経済と政府の役割」中兼和津次編『現代中国の構造変動2 経済——構造改革と市場化』66頁（東京大学出版会・2000）および李黎明「中国の企業法制とコーポレート・ガバナンス」森淳二郎編『東アジアのコーポレート・ガバナンス——中国・韓国・日本における現状と課題』27頁（九州大学出版会・2005）。董事報酬への政府関与について、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』247、248頁（創土社・2003）および霍麗艶「中国会社法における取締役会のコントロール機能（二・完）」法雑誌51巻2号257頁（2004）。

- ① 本来、会社の法人性を前提にすれば、機関が責任を負う対象は会社であるはずであるのに反し、董事会が株主総会に対して責任を負う（旧112条2項（新109条4項、47条対比））^{*29}。
- ② 董事長に会社経営の権利が集中している。
 董事長は代表権を有しつつ（旧113条2項（新13条））、董事会（ひいては經理）に対し業務執行の監督を行う者であった（旧114条1項2号（新110条2項対比）および旧119条1項本文（新114条1項・2項、50条対比））。これにより、国家株主は、国家利益を代表する者を董事長として派遣し、その監督を通じて会社に対する支配権を確保することができる^{*30}。実際の運用面では、經理と董事長の兼任が多く見られた^{*31 *32}。
- ③ 監事についても、株主代表の監事については、資本多数決原理のもと支配株主の意思により、株主総会で選任される（旧103条3号（新100条、38条2号対比））。また、監事の権限は業務の違

*29 酒巻俊雄ほか「〈鼎談〉中国会社法の制定と諸問題」判タ857号13頁〔酒巻発言〕および19頁〔酒巻発言〕（1997）。1993年会社法112条の規定については、畠田公明「中国会社法の業務執行機関に関する諸問題」法時73巻9号84頁（2001）も参照。

*30 畠田公明「中国会社法の業務執行機関に関する諸問題」85、86頁法時73巻9号（2001）。白国棟「中国会社法上の監査制度」判タ857号57頁（1994）では、国家利益を代表する者を会社に送り込んで董事長に就任させることで国家の会社に対する支配を確保すると同時に、経営の知識・経験を有する者を經理とし会社経営を委ねるが、その監視を董事長に行わせる、という意図があったのではないかと評されている。

*31 1993年会社法においては、法文上、董事長が対外的業務としての代表の権限を有し、經理が内部的業務を行う権限を有することとされ、区別されていた（1993年会社法113条2項および119条対比）。

*32 1998年に発表された統計分析（サンプル・530社）で、実に253社にのぼる企業が、經理と董事長を同一人物が兼任していた。更に、社長と董事長の両職の分離度が高ければ高いほど国家株の比率は少なく、両職の合致度が高ければ高いほど国家株の比率は大きい。許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』152頁（見洋書房・1999）。

法性監査に限られると解される（旧126条1項2号（新119条、54条2号対比））。

④ 監事会の有する是正請求権（旧126条1項3号（新119条、54条3号対比））は、これを実効化する董事または経理に対する提訴権についての明文規定がなく（なお、新119条、54条6号対比）、最終的には国家株主が支配する株主総会、または、国家株主の意向を反映する董事会に頼らざるを得なかった^{*33}。

⑤ 中国特有の規定として、党組織（委員会など）は、会社法上の機関と並んで^{*34}、経営の意思決定および監督において重要な役割を果たすことが期待されている（旧17条「会社における中国共産党基層組織の活動は、中国共産党規約に基づき、これを行う。」（新19条対比）参照）^{*35}。党の役割としては、① 会社における重

*33 董事または経理の特定の行為の是正を求めるには、監事会から当該業務執行者に対して是正を求め、なおその行為が止まないときは、株主総会の招集請求権（1993年会社法126条1項4号・104条5号）を行使して株主総会において当該行為の是正を図るか、董事会が開催されたとき監事が出席して意見を陳述し是正させるしかなかった。白国棟「中国会社法上の監査制度」判タ857号63頁（1994）。

*34 党委員会は会社法の規定する機関ではない。中国の株式会社における企業統治の特徴の一つは、そのなかに国有企業に適用されてきたいわゆる旧三会（党委員会、従業員代表大会、労働組合）を継承し、法体系としては一応分離している国有企業の統治制度と株式会社の統治制度を接合していることである。これにより、これら諸機関の関係は、事実上混乱している。許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』151～153頁（見洋書房・1999）、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』219、243、244頁（創土社・2003）。

*35 党の役割に関する方針の具体化策については、党中央組織部「株式制企業における党活動の強化に関する幾つかの意見（『中共中央组织部关于加强股份制企业中党的工作的几点意见』）」（1994年4月23日公布）、同「『現代的企业制度』実験企業100社における党活動の強化と改善に関する意見（試行）（『中共中央组织部关于在现代企业制度百家试点企业中加强和改进党的工作的意见（试行）』）」（1996年4月20日公布）、同「国有企業の党建設をさらに強化し改善する活動に関する通知（『中共中央关于进一步加强和改进国有企业党的建设工作的通知』）」（1997年1月24日公布）、「国有企業の改革と発展の若干の重大問

要問題の決定に対する党組織の関与、② 会社役職者の人事に対する党の統制^{*36}（董事・監査役・経理に関する選出への関与^{*37}および党員幹部との兼任方針^{*38}）などが挙げられる。

イ また、経営者（董事・経理）の人事面において、国家株主は、事実上の影響力を及ぼしていた。董事会の構成員の人選については、元の国有企業の工場長や経理が董事長に就任することが多く、上場会社の人事は、依然として行政主管部門や地方政府の意向を受けている例があった^{*39}。また、1993年会社法の施行以来、企業におけ

ゝ題に関する決定（「中共中央关于国有企业改革和发展若干重大问题的决定」）（1999年9月22日決定）などがある。田中信行「中国会社法の隠れた問題点」ジュリ1174号64～66頁（2000）、上原一慶「国有企業改革と労働者」中兼和津次編『現代中国の構造変動2 経済——構造改革と市場化』242～244頁（東京大学出版会・2000）および川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』108頁（創土社・2003）。

*36 この点は「党が人事を管理する原則」として従来国有企業における党の指導原則の一つとされていたものである。川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』109頁（創土社・2003）。

*37 具体的な経営陣の選出過程をみると、董事や監事の人事案を作成するのは一般に董事会であった（なお、選任は、株主総会の権限である（1993年会社法103条2、3号（新100条、38条1項2号対比））。董事会は、この役職人事案を株主総会に提案する前に党組織に提出し、党組織の審査認可を受けた。川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』109、110頁（創土社・2003）。今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』64頁（名古屋大学出版会・2006）も参照。

*38 1999年の江沢民講話では、旧三会と新三会（株主総会、董事会および監事会）の調和を保つこと、とりわけ企業内の党書記と党グループが董事、董事長と重なることを奨励していた。佐々木信彰「中国経済／21世紀への課題」佐々木信彰編『中国経済の展望』15頁（世界思想社・2000）。具体的な兼職措置については、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』109、110頁参照（創土社・2003）。会社役職者と党員幹部の兼任により、党組織が会社の重要問題の意思決定に関与する場合、その意思を会社機関に反映させうる。同時に、機関の考えを党組織に伝えるための組織的保証を与えることとなる。川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』110頁（創土社・2003）。

*39 霍麗麗「中国会社法における取締役会のコントロール機能（一）」法雑51巻1号219頁（2004）。

る共産党組織の位置付けと役割などについても見直しがなされたものの、党組織との関係は経営者の構成になお大きな影響を及ぼしていた^{*40}。例えば、重点企業の経営者は党組織部に属し、「党管幹部」(共産党が幹部を管理する)の原則が採られるなどしていた^{*41}。

(2) 関連取引の弊害除去

中国では、90%以上の上場会社が国有企業の改組により成立しており、上場会社は先天的に行政機関又は親会社との関連性を備えることとなったこと^{*42}、激しい市場競争(特にWTO加盟後)に対応するため国有企業改革の一環として企業集団化が図られたこと^{*43}等の結果、支配会社(支配株主)が上場子会社との間で関連取引を行い、市場価格と異なる価格を設定することで自らへ利益を移転させ、上場子会社の資金を占有している

*40 中国における、企業における共産党組織の役割、企業幹部人事制度をめぐる議論の状況については、虞建新「中国国有企業の株式会社化——経済体制転換と企業制度改革——(四・完)」名法188号483～485頁(2001)。

*41 富士通総研「ゼミナール 新時代の中国経済31」日本経済新聞(2008年2月15日)27面。

*42 株式会社設立の経緯(国有企業の一部門が分割して設立された)から、関連取引が行われるものと考えられる。張聖怀『中国上市公司控制权法律问题研究 缺陷与改良』56、57頁(法律出版社・2007)。国有企業の株式会社への転換・上場にあたっては、資産分割(分社)方式(元企業の資産を分割し、二つ以上の法人企業に分社するもの。元の企業は法人として消滅する。この場合には集団会社が国家株代表権を政府当局から委託され、集団会社が国家株代表として株式会社の株主となる場合が多い。また、元の企業が持株会社に改編され、これが政府当局から国家株所有代表権を授権され又は株主として親会社となる形式もある。)、合併方式(ある企業が別の複数の企業を合併して、一つの株式会社に改組されるもの。))がとられ、この中で一般的な方式は資産分割方式であるとされる。川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』37～40頁(創土社・2003)。国有企業会社化の二つの形式(全体改組及び分離改組)につき、虞建新「中国国有企業の株式会社化——経済体制転換と企業制度改革——(二)」名法185号222～224頁(2000)及び今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』69、70頁(名古屋大学出版会・2006)も参照。

*43 佐々木信彰「中国経済/21世紀への課題」佐々木信彰編『中国経済の展望』13頁(世界思想社・2000)。

状態にあった^{*44}。

このような弊害を除去することを主眼として、2005年会社法20条1項・2項および21条の規定が改正の際に導入されたのである。

(3) 増加する少数株主保護の必要性

一方で、国家株主と利益が対立しうる立場にある株主として、一般株主の増加が進行している。この背景には、(1) 政策的に証券資本主義の実現が進められ国有株が放出されたこと、(2) 国家株主の経営介入を制約する方策として、国家株比率の引き下げ、非国有部門（保険会社や金融機関など）の企業経営への参加強化が図られつつあることがある^{*45}。

他方、政府による非効率な介入を牽制すべく、会社内部者（経営幹部・従業員など）側が自ら積極的に外部資本（主に機関投資家と外資系企業）の導入を模索する動きも生じている^{*46}。

しかし、このような少数派株主の増加とともに、支配株主による利益侵害の問題が生じることとなった^{*47}。

*44 川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』150、151頁（創土社・2003）。江平ほか編『最新公司法条文释义』108～110頁（人民法院出版社・2006）、張穹編『新公司法修订研究报告 上册』413、414頁（中国法制出版社・2005）及び上海証券交易所研究中心『中国公司治理报告（2006）国有控股上市公司治理』46～48頁参照（復旦大学出版社・2006）。

*45 中国の動きをみると、大企業かつ上場企業で混合所有化が典型的に進展し、上場企業の国有株を協議譲渡により非国有企業が買収するという形で、ストックの私有化の事例が増加してきている。今井健一「コーポレート・ガバナンスの中国的課題」中兼和津次編『現代中国の構造変動 2 経済——構造改革と市場化』214頁（東京大学出版会・2000）。許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』151頁（見洋書房・1999）および今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済 4』143、147、148頁（名古屋大学出版会・2006）も参照。

*46 TCL グループの例など。今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済 4』147、148頁（名古屋大学出版会・2006）。

*47 周劍龍「中国型コーポレート・ガバナンスの動向～『上場会社のコーポレート・ガバナンスの原則』を中心に～」『下』際商30巻6号802頁（2002）、趙旭東編『新公司法制度设计』194、195、417頁（法律出版社・2006）、射手矢好

(4) 小 括

中国の国有企業では、社会主義の下、国家が企業の経営を一手に担っていた。その後国有企業改革が始まり、公有制を維持しつつ国有企業の株式会社化がなされ、設立された株式会社の多くは資金調達を目的とし上場した。その結果、大多数の上場株式会社では、国家株主が支配的地位を有することとなった。しかも、その地位は、従来、国有株式の譲渡制限などの法規制により、強く固定化されていた。国有株の放出および一般株主の増加は（漸進的に）進行しつつあったものの、未だ国家株主が支配的地位を維持していた。このような支配株主の存在は、法的支配力を背景とした少数派株主の権利侵害の危険性を生じさせる。

加えて、中国における公有制原則の下、国家株主が会社経営に対する事実上の支配権を行使していることは、少数派株主の権利侵害の危険性を増加させる。すなわち、国有企業を由来とする株式会社では、国家株主が経営者の（事実上または法令に基づく）派遣および支配的株主たる地位を通じ、人事権という究極の支配権を行使している。このことは、独占的な会社運営、および、短期的な政治的利益の追求などの国家株主による非効率な行政介入をなす危険を生じさせる^{*48}。ここにおいて、事実上の影響力

、雄ほか編『改正中国会社法・証券法』5、6頁（商事法務・2006）、上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2006）国有控股上市公司治理』75頁以下（復旦大学出版社・2006）および張聖怀『中国上市公司控制权法律問題研究 缺陷与改良』38、39、47、48頁（法律出版社・2007）38、39、47、48頁。顧功耘編『最新公司法解读』20頁（北京大学出版社・2006）も参照。

*48 なお、国家資本のプレゼンスの高さそれ自体は“社会主義”市場経済体制に固有の現象ではなく、中国の特徴として重要なのは、国有株主としての権限を与えられた母体国有企業と政府当局との関係にある、との評価もある。今井健一ほか『企業の成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』81、82頁（名古屋大学出版会・2006）。周劍龍「中国型コーポレート・ガバナンスの動向～『上場会社のコーポレート・ガバナンスの原則』を中心に～ [上]」際商30巻5号656頁（2002）も参照。許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』148頁（晃洋書房・1999）記載の国家経済貿易委員会主任の発言も参照。

を通じた少数派株主の権利が侵害される可能性がさらに増加する。

さらに、企業集団化の推進は、資本的結合及び人的結合の強化を招き、従属会社の少数派株主の権利が侵害される危険性を増加させることとなった。すなわち、支配会社は、その資本的・人的支配力を背景として企業集団全体の利益最大化を目標に従属会社を指図する結果、従属会社の利益が損なわれる可能性が一般に高い。政治的意図の影響のもと、より強固な人的結合関係をも生じれば、この危険性はより増加する^{*49}。このことは、従属会社の株主の利益（特に少数派株主の利益）を保護すべく、その支配会社（支配株主）に対する規制を要請することとなる。

このような問題点を解決すべく、2005年会社法20条1項・2項はいわゆる支配株主の誠実義務を定め、また、21条は企業集団での問題に対応すべく規定されたものと考えられる^{*50}。

2 中国の状況および理論上の背景

(1) 社会主義観

中国では、社会主義観に基づき実質的妥当性の問題への干渉を許しやすい土壌がある。実質的妥当性自体、概念的なものであり、社会主義的価値をその中に反映しやすい。

*49 江頭憲治郎「会社の支配・従属関係と従属会社少数株主の保護——アメリカ法を中心として（一）」法協96巻12号42、43頁（1979）、浜田道代「持株会社と株主の地位」資本市場法制研究会編『持株会社の法的諸問題』49頁（資本市場研究会・1995）、江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』6～10頁（有斐閣・1995）及び高橋英治『ドイツと日本における株式会社法の沿革』54頁（商事法務・2007）などを参照。

*50 甘培忠『企业与公司法学』246～248頁（北京大学出版社・第5版・2007）。赵旭东編『新公司法制度设计』194～196、202、421、422頁（法律出版社・2006）および江平ほか編『最新公司法条文释义』106頁以下（人民法院出版社・2006）も参照。なお、中国の2005年会社法に関する各種文献では、20条については法人格否認の法理にのみ触れるものが多く、同条1項・2項の内容に触れるものは少ない。

誠実義務の問題に照らせば、他の学問（例えば経済学、社会学または経営学）的視点からの考察も入り込む余地が与えられ^{*51}、主張された時点の社会的・経済的・政治的影響が多かれ少なかれ反映する。しかも、「誠実」というきわめて価値概念的な言葉の性質上、「誠実義務」の概念規定はイデオロギーとして使用しうる。誠実義務のこのような特質は、先に述べた中国の現状に照らし、誠実義務導入につながる一要因となったものと考えられる。

(2) 多数決原則への信頼が醸成されていなかったこと

多数決原則への信頼は、資本的貢献度における株主の等質性を前提に、出資額に応じて議決権を与えるのが公平であることに基づいている。

しかし、そもそも中国の株式会社は、国家株主の存在を前提として成り立ったものである。一般株主は政策的に拡大させられてきたものであって、株主の利益層の等質性を想定できる状況にはなかった。

したがって、株主の利益層の等質性を前提とする、公正な利益調整プロセスとしての多数決原則への信頼はそもそも醸成され難かったものと考えられる。

(3) 株式の非流通性を背景とする株主間の法律関係の擬制

中国の大規模上場会社における株式の流通性は低いものであった。中国の上場株式は、大きく非流通株（公有制の性格を持つ国家株および法人株^{*52}）と流通株とに分割されるとともに、非流通株の譲渡については、厳しい制限が付された^{*53}。これは、公有制原則維持のため、① 所持主体

*51 例えば、ドイツにおける Netter、Dorpale、さらには Fechner の誠実義務論などはその典型である。

*52 2001年末までの統計によれば、非流通株はそのほとんど（95%前後またはそれ以上）が国家株と法人株で構成されている。非流通株の比率は依然として発行済株式総数の3分の2程度を占めている。なお、公有制を前提とした計画経済から市場経済への移行過程において株式市場もまだ形成過程の段階にあり、統一的な株式市場の確立の目標からはまだ大きな距離があるとされる。川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』48～51頁（創土社・2003）。

*53 協議譲渡はありうるが、政府の認可が必要とされた。今井健一ほか『企業メ

による株式および市場の区別を設け、② 売買を統制、禁止したものである（国有株の流通制限による支配構成の固定）^{*54}^{*55}。

このような株式の低流通性により、株主間の法律関係を擬制することが可能であったと考えられる。

（4） 社団理論の明確な認識の不存在

中国では、日本におけるように社団と組合の峻別が強く意識されておらず、この点についての理論的問題点をクリアする困難性が感じられなかったことも挙げられる。このことは、中国の各種文献の会社法20条1項・2項に関する記述をみてもこの点に関する論及はみられないことや、先に述べた董事会が株主総会に対して責任を負う（2005年会社法109条4項、47条）との規定からうかがわれる（本来、会社の法人性を前提にすれば、機関が責任を負う対象は会社であるはずである）。

ㄨの成長と金融制度 シリーズ現代中国経済4』71、72頁（名古屋大学出版会・2006）および張聖怀『中国上市公司控制权法律问题研究 缺陷与改良』31、32頁（法律出版社・2007）。

*54 なお、その後、証券監督管理委員会は、積極的に非流通株と流通株の分割状況を是正しようとしている（「分置改革（「分置改革）」、「上場会社の株式分置改革実験に関する問題点の通知（「关于上市公司股权分置改革试点有关问题的通知）」（2005年4月29日公布）参照）。原田正信「中国における株式会社の公有制経済要素による支配」産法29巻2号152～154頁（1995）、虞建新「中国の企業制度改革に関する一考察——国有資産の授權經營及び国有企業の集団化における持株会社の動向（二）」名法168号248、250頁以下（1997）、李・前掲注（127）74頁、川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』48～50頁（創土社・2003）および上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2006）国有控股上市公司治理』1頁（復旦大学出版社・2006）。

*55 上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2006）国有控股上市公司治理』110～112頁（復旦大学出版社・2006）および張聖怀『中国上市公司控制权法律问题研究 缺陷与改良』36～38頁（法律出版社・2007）。

第4 結 び

1 中国の立法政策を分析する視点

以上のとおり、株式会社制度の根幹に関わる理論的問題をはらんでいるにもかかわらず株主の誠実義務が法定されたのは、中国特有の社会的背景・政策による部分が大きい。このことから分かるように、中国である立法がされた場合、それまでの法律的議論のみならず政治的・社会的にいかなる必要性が存したのか（特に政治的要素）という視点をより重視して分析する必要がある。

2 株主の誠実義務について

株主の誠実義務の適用範囲が拡大あるいは限定されていくかは、これまでみてきた立法背景を構成する事実が変数として作用すると思われる。中国は、外国資本の導入による中国経済の発展を志向しつつ、共産党の統治による社会的安定とのバランスを図っていかなければならない。

資本主義諸国との貿易を抜きにしては中国経済の更なる発展は困難であり、一般株主および外国人株主の更なる増加、株式流通性の拡大の傾向はこれからも続くであろう。このように一般株主および外国人投資家が株主として増加していった場合、株主の非等質性は解消されていくことになり、資本多数決原則による利益調整を図る土壌が形成され、株主に誠実義務を課する必要性は低下する。一方で、一般株主および外国人投資家の増加は、株式会社に於いて国家の支配的地位を弱め、経済面での国家統制が困難になる事態を招くことになる。社会的安定を維持するためには、大規模上場会社における支配権を維持し、政策的意図を反映させていく必要が生じるのである。

このような観点から、株主の誠実義務は限定解釈されていくであろうと筆者は考えている。

以上